

議案第 11 号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
第 17 条の 3 略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)</u> <u>第 18 条第 1 項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3 から 6 まで 略	第 17 条の 3 略 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)</u> <u>第 14 条又は第 45 条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 3 から 6 まで 略

(東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 東浦町消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年東浦町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(審査請求) 第 25 条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不	(異議申立) 第 25 条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不

服のある者は、町長に対して <u>審査請求</u> をすることができる。	服のある者は、町長に対して <u>異議申し立</u> をすることができる。
--------------------------------------	---------------------------------------

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和45年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第16条 略 2及び3 略 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5から10まで 略	(退職手当の支払の差止め) 第16条 略 2及び3 略 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。 5から10まで 略

(東浦町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 東浦町固定資産評価審査委員会条例(昭和47年東浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び <u>住所又は居所</u> (2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 3 審査の申出人が、法人その他の団体	(審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び <u>住所</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 3 審査の申出人が、法人その他の団体

若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項</u>に規定する書面を添付しなければならない。 4 及び 5 略 6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> （書面審理） 第 6 条 略 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 3 略 4 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。</u> （決定書の作成） 第 11 条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u> （1）主文 （2）事案の概要 （3）審査申出人及び町長の主張の要旨 （4）理由 2 略	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項</u>に規定する書面を添付しなければならない。 4 及び 5 略 （書面審理） 第 6 条 略 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u> 3 略 （決定書の作成） 第 11 条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>決定書</u>を作成しなければならない。 2 略
--	--

（東浦町行政手続条例の一部改正）

第 5 条 東浦町行政手続条例（平成 9 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改

正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1) から (9) まで 略 (10) 審査請求、 <u>再調査の請求</u> その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (聴聞の主宰) 第19条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1) から (3) まで 略 (4) 前3号に規定する者であった <u>者</u> (5) 及び (6) 略	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1) から (9) まで 略 (10) 審査請求、 <u>異議申立て</u> その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導 (聴聞の主宰) 第19条 略 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1) から (3) まで 略 (4) 前3号に規定する者であった <u>ことのある者</u> (5) 及び (6) 略

(東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東浦町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(愛知県からの報告) 第4条 町長は、毎年7月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	(愛知県からの報告) 第4条 町長は、毎年7月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況

(東浦町情報公開条例の一部改正)

第7条 東浦町情報公開条例（平成20年東浦町条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次、章及び条を改正後の欄の目次、章及び条に改める。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>審査請求等（第18条の2—第22条）</u> 第4章 略 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第15条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項第2号及び<u>第3項第3号</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 第3章 <u>審査請求等</u> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u> <u>第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>不服申立て等（第19条—第22条）</u> 第4章 略 附則 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第15条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思表示をした意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項第2号及び<u>第2項第3号</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 第3章 <u>不服申立て等</u>

(審査会への諮問等)

第 19 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東浦町情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第

(審査会への諮問等)

第 19 条 開示決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、東浦町情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 3 項第 2 号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第

第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同条第2項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は意見書の写しを東浦町情報公開審査会に送付しなければならない。

5 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（東浦町情報公開審査会）

第20条 前条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、東浦町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2から6まで 略

（審査会の調査審議の手続）

第21条 略

2及び3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている

三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（東浦町情報公開審査会）

第20条 前条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、東浦町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2から6まで 略

（審査会の調査審議の手続）

第21条 略

2及び3 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知って

事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 5 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 6 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 7 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 8 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。 9 略 10 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	いる事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 5 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 6 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 7 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 8 審査会は、不服申立人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。 9 略 10 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
---	---

(東浦町個人情報保護条例の一部改正)

第8条 東浦町個人情報保護条例(平成20年東浦町条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次、節及び条を改正後の欄の目次、節及び条に改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 自己情報の開示、訂正及び利	第3章 自己情報の開示、訂正及び利

用停止 第1節から第3節まで 略 第4節 <u>審査請求等（第43条—第44条）</u> 第5章から第7章まで 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）から（5）まで 略 （6）情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び<u>第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 （7）及び（8）略 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第25条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第43条の2</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （保有個人情報の提供先等への通知） 第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした	用停止 第1節から第3節まで 略 第4節 <u>不服申立て等（第43条・第44条）</u> 第5章から第7章まで 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）から（5）まで 略 （6）情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び<u>第2項</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 （7）及び（8）略 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第25条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第43条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （保有個人情報の提供先等への通知） 第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした
--	---

場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第 37 条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有 개인정보를保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有 개인정보の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 6 条の規定に違反して収集されたものであるとき、第 7 条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 及び 3 略

場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第 37 条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有 개인정보를保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有 개인정보の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 6 条の規定に違反して収集されたものであるとき、第 7 条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 及び 3 略

第4節 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第43条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、

第4節 不服申立て等

(審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る

当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同条第2項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は意見書の写しを審議会に送付しなければならない。

5 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査審議の手続）

第46条 審議会は、第43条の2第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、第1項の規定による調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査審議の手続）

第46条 審議会は、第43条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、第1項の規定による調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	5 審議会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
6 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	6 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
7 <u>審査請求人等</u>は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	7 <u>不服申立人等</u>は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
8 審議会は、<u>審査請求人等</u>から、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。	8 審議会は、<u>不服申立人等</u>から、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。
9 略	9 略
10 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	10 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定中第 2 条第 6 号、第 36 条及び第 37 条第 1 項第 1 号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（東浦町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 4 条の規定による改正後の東浦町固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第6条の規定による改正後の東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成28年度以後における業務の状況の報告を受ける場合について適用し、平成27年度における業務の状況の報告を受ける場合については、なお従前の例による。

(東浦町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第7条の規定による改正後の東浦町情報公開条例の規定は、平成28年4月1日以後にされた開示決定等(同条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)又は同日以後にされた開示請求(同条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた開示決定等又は同日前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(東浦町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第8条の規定による改正後の東浦町個人情報保護条例の規定は、平成28年4月1日以後にされた開示決定等(同条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(同条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)、利用停止決定等(同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)又は同日以後にされた開示請求(同条例第15条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)、訂正請求(同条例第29条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。)、若しくは利用停止請求(同条例第37条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は同日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 12 号

東浦町母子家庭等医療費支給条例及び東浦町遺児手当支給条例の一部改正について

東浦町母子家庭等医療費支給条例及び東浦町遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町母子家庭等医療費支給条例及び東浦町遺児手当支給条例の一部を改正する条例

(東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正(昭和 53 年東浦町条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者) 第 2 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本町の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で 18 歳以下の者(18 歳の者にあつては、18 歳に達した日の属する年度の末日までを 18 歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校、 <u>義務教育学校、中等教育学校の前期課程</u> 又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」	(受給資格者) 第 2 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本町の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で 18 歳以下の者(18 歳の者にあつては、18 歳に達した日の属する年度の末日までを 18 歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校(<u>中等教育学校の前期課程を含む。</u>)又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)

(2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

ア 離婚した男子であって現に婚姻
をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない男
子

ウ 配偶者から遺棄されている男子

エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

オ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子

力 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

キ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

(3) 及び (4) 略
2 及び 3 略

第2条 東浦町遺児手当支給条例（平成元年東浦町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において「遺児」とは、 18歳以下の者（18歳の者にあつては、	(用語の定義) 第2条 この条例において「遺児」とは、 18歳以下の者（18歳の者にあつては、

18 歳に達した日の属する年度の末日までを 18 歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校、<u>義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。</u>)で次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) から (8) まで 略 2 略	18 歳に達した日の属する年度の末日までを 18 歳以下の者とし、同日以後引き続いて中学校<u>又は</u>特別支援学校の中学部に在学する者を含む。)で次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) から (8) まで 略 2 略
---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

学校教育法等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 13 号

東浦町遺児手当支給条例の一部改正について

東浦町遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町遺児手当支給条例の一部を改正する条例

東浦町遺児手当支給条例（平成元年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(手当の支給) 第 5 条 略 2 手当の支給は、前条の規定による認定の申請を受け付けた日（第 6 条の規定による届出（遺児に変動が生じたときによるものに限る。）があった場合における当該届出の事由に係る遺児分の手当の支給にあつては、当該届出を受け付けた日）の属する月の翌月から始め、当該月から起算して 60 月を経過する月で終わるものとする。ただし、手当を支給すべき事由が消滅した場合においては、当該支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。 3 手当の額は、遺児 1 人につき月額 5,000 円とする。 4 略	(手当の支給) 第 5 条 略 2 手当の支給は、前条の規定による認定の申請を受け付けた日の属する月の翌月から始め、<u>支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。</u> 3 手当の額は、遺児 1 人につき月額 3,500 円とする。 4 略

附 則

- この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 25 年 4 月 1 日前にこの条例による改正前の東浦町遺児手当支給条例第 4 条の規定による認定の申請をした者に対して遺児手当を支給する場合におけるこの条例による改正後の東浦町遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前条の規定による認定の申請を受け付けた日（第 6 条の規定による届出（遺児に変動が生じたときによるものに限る。）があった場合における当該届出の事由に係る遺児分の手当の支給にあつては、当該届出を受け付けた日）の属する月の翌月」とあるのは、「平成 25 年 4 月」とする。ただし、

同日以後に新条例第6条の規定による届出（遺児に変動が生じたときによるものに限る。）に係る遺児分の遺児手当の支給については、この限りでない。

- 3 新条例第5条第3項の規定は、平成29年4月分以後の遺児手当の支給について適用し、同年3月分以前の遺児手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

遺児手当の支給期間及び支給額を改めるため提案するものである。

議案第 14 号

東浦町先端産業育成条例の一部改正について

東浦町先端産業育成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町先端産業育成条例の一部を改正する条例

東浦町先端産業育成条例（平成 11 年東浦町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略	1 略 <u>（有効期限）</u>
	<u>2 この条例は、平成28年3月31日限り、 その効力を失う。</u>
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

先端産業の工場等を新增設する中小企業者に交付金を交付する事業を継続するため提案するものである。

議案第 15 号

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例

(東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正)

第 1 条 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例 (昭和 53 年東浦町条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
行政財産の種類	使用の区分		単位	金額	行政財産の種類	使用の区分		単位	金額
土地	道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工作物の敷地として使用する場合	第1種電柱	1本1年につき	830円	土地	道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工作物の敷地として使用する場合	第1種電柱	1本1年につき	820円
		第2種電柱及び第3種電柱 略					第2種電柱及び第3種電柱 略		
		第1種電話柱	1本1年につき	740円			第1種電話柱	1本1年につき	730円
		第2種電話柱及び第3種電話柱 略					第2種電話柱及び第3種電話柱 略		
		その他の柱類	1本1年につき	74円			その他の柱類	1本1年につき	73円
		共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略					共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略		
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	730円		地上に設ける変圧器	1個1年につき	720円		

	地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	450 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	620 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2,300 円
	その他のもの 略		
道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件を埋設する場合	外径が 0.07 メートル未満のもの 略		
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	45 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	67 円

	地下に設ける変圧器	1 平方メートル 1 年につき	440 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	610 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	1,800 円
	その他のもの 略		
道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件を埋設する場合	外径が 0.07 メートル未満のもの 略		
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	44 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	66 円

	外径が 長さ 1 0.15 メートル 1 年 以 上 につき 0.2 メートル 未満の もの	89 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略	
	外径が 長さ 1 0.7 メートル 1 年 以上 1 につき メートル未満 のもの	450 円
	外径が 長さ 1 1 メートル 1 年 以上のも につき の	890 円
通路、水路、建物の敷地、資材置 場等として使用する場合 略		
建物の項 略		
備考 略		
	外径が 長さ 1 0.15 メートル 1 年 以 上 につき 0.2 メートル 未満の もの	88 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略	
	外径が 長さ 1 0.7 メートル 1 年 以上 1 につき メートル未満 のもの	440 円
	外径が 長さ 1 1 メートル 1 年 以上のも につき の	880 円
通路、水路、建物の敷地、資材置 場等として使用する場合 略		
建物の項 略		
備考 略		

(東浦町都市公園条例の一部改正)

第2条 東浦町都市公園条例（昭和 57 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第 2（第 9 条関係） 都市公園使用料				別表第 2（第 9 条関係） 都市公園使用料			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	

公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略			
道路 法 (昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物の敷地として使用する場合	第1種電柱	1本1年につき	830円
	第2種電柱及び第3種電柱 略		
	第1種電話柱	1本1年につき	740円
	第2種電話柱及び第3種電話柱 略		
	その他の柱類	1本1年につき	74円
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略		
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	730円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	450円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	620円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300円
公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項 略			
道路 法 (昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物の敷地として使用する場合	第1種電柱	1本1年につき	820円
	第2種電柱及び第3種電柱 略		
	第1種電話柱	1本1年につき	730円
	第2種電話柱及び第3種電話柱 略		
	その他の柱類	1本1年につき	73円
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略		
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	720円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	440円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	610円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,800円

	その他のもの 略				その他のもの 略		
道 路 法 第	外径が 0.07 メートル未満のもの 略			道 路 法 第	外径が 0.07 メートル未満のもの 略		
32 条	外径が 0.07 メートル以上 0.1	長さ 1	<u>45 円</u>	32 条	外径が 0.07 メートル以上 0.1	長さ 1	<u>44 円</u>
第 1	メートル未満	メートル 1 年		第 1	メートル以上 0.1	メートル	
項 第	メートル未満	につき		項 第	メートル未満	メートル 1 年	
2 号	のもの			2 号	のもの	につき	
に掲	外径が 0.1 メートル以上 0.15	長さ 1	<u>67 円</u>	に掲	外径が 0.1 メートル以上 0.15	長さ 1	<u>66 円</u>
げる	メートル未満	メートル 1 年		げる	メートル以上 0.15	メートル	
物件	メートル未満	につき		物件	メートル未満	メートル 1 年	
を埋	のもの			を埋	のもの	につき	
設す	外径が 0.15 メートル以上 0.2	長さ 1	<u>89 円</u>	設す	外径が 0.15 メートル以上 0.2	長さ 1	<u>88 円</u>
る場	メートル未満	メートル 1 年		る場	メートル未満	メートル 1 年	
合	のもの	につき		合	のもの	につき	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略				外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略		
	外径が 0.7 メートル以上 1	長さ 1	<u>450 円</u>		外径が 0.7 メートル以上 1	長さ 1	<u>440 円</u>
	メートル未満のもの	メートル 1 年			メートル以上 1	メートル	
		につき			メートル未満のもの	メートル 1 年	
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1	<u>890 円</u>		外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1	<u>880 円</u>
		メートル 1 年				メートル 1 年	
		につき				につき	
行商、募金その他これらに類する行為をする場合の項から興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合の項まで 略				行商、募金その他これらに類する行為をする場合の項から興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合の項まで 略			
備考 略				備考 略			

(東浦町道路占用料条例の一部改正)

第 3 条 東浦町道路占用料条例 (昭和 62 年東浦町条例第 15 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(占用料の額)			
第2条 略			
2 略			
3 町長は、次に掲げる占有物件に係る占有料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占有料の額を定め、又は占有料を徴収しないことができる。			
(1) 及び (2) 略			
(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） <u>第2条第1項第 17 号</u> に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管			
(4) から (12) まで 略			
別表（第2条関係）			
占有物件の種類	区分	単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	830円
	第2種電柱及び第3種電柱 略		
	第1種電話柱	1本1年につき	740円
	第2種電話柱及び第3種電話柱 略		
	その他の柱類	1本1年につき	74円
共架電線その他上空に設ける線類			

(占用料の額)			
第2条 略			
2 略			
3 町長は、次に掲げる占有物件に係る占有料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する額の範囲内において別に占有料の額を定め、又は占有料を徴収しないことができる。			
(1) 及び (2) 略			
(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） <u>第2条第1項第 10 号</u> に規定する電気事業者（同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者を除く。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管			
(4) から (12) まで 略			
別表（第2条関係）			
占有物件の種類	区分	単位	占有料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	820円
	第2種電柱及び第3種電柱 略		
	第1種電話柱	1本1年につき	730円
	第2種電話柱及び第3種電話柱 略		
	その他の柱類	1本1年につき	73円
共架電線その他上空に設ける線類			

及び地下に設ける電線その他の線 類 略			
路上に設ける 変圧器		1 個 1 年につ き	<u>730 円</u>
地下に設ける 変圧器		占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>450 円</u>
変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所 略			
郵便差出箱及 び信書便差出 箱		1 個 1 年につ き	<u>620 円</u>
広告塔		表示面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>2,300 円</u>
その他のもの 略			
法第 32 条	外径が 0.07 メートル未満のもの 略		
第 1 項第 2 号 に掲 げる 物件	外径が 0.07 メ ートル以上 0.1 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につ き	<u>45 円</u>
	外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につ き	<u>67 円</u>
	外径が 0.15 メ ートル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につ き	<u>89 円</u>

及び地下に設ける電線その他の線 類 略			
路上に設ける 変圧器		1 個 1 年につ き	<u>720 円</u>
地下に設ける 変圧器		占用面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>440 円</u>
変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所 略			
郵便差出箱及 び信書便差出 箱		1 個 1 年につ き	<u>610 円</u>
広告塔		表示面 積 1 平 方メー トル 1 年につ き	<u>1,800 円</u>
その他のもの 略			
法第 32 条	外径が 0.07 メートル未満のもの 略		
第 1 項第 2 号 に掲 げる 物件	外径が 0.07 メ ートル以上 0.1 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につ き	<u>44 円</u>
	外径が 0.1 メー トル以上 0.15 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につ き	<u>66 円</u>
	外径が 0.15 メ ートル以上 0.2 メートル未満 のもの	長さ 1 メート ル 1 年 につ き	<u>88 円</u>

外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略			
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>450 円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>890 円</u>
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設の項 略			
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,200 円</u>
	地下に設ける通路	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>690 円</u>
その他のもの 略			
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>23 円</u>
	その他のもの	占有面積 1 平方メートル 1	<u>230 円</u>
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設の項 略			
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略		
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>440 円</u>
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>880 円</u>
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設の項 略			
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>890 円</u>
	地下に設ける通路	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>530 円</u>
その他のもの 略			
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>18 円</u>
	その他のもの	占有面積 1 平方メートル 1	<u>180 円</u>

			月につ き				月につ き		
令第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>230 円</u>	令第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平 方メー トル1 月につ き	<u>180 円</u>
		その他 のもの	表示面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>2,300 円</u>			その他 のもの	表示面 積1平 方メー トル1 年につ き	<u>1,800 円</u>
	標識 略					標識 略			
	旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本1 日につ き	<u>23 円</u>		旗ざお	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本1 日につ き	<u>18 円</u>
その他 のもの		1本1 月につ き	<u>230 円</u>	その他 のもの	1本1 月につ き		<u>180 円</u>		
	幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トル1 日につ き	<u>23 円</u>		幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。）	祭礼、 縁日そ の他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面 積1平 方メー トル1 日につ き	<u>18 円</u>
		その他	その面	<u>230 円</u>			その他	その面	<u>180 円</u>

		のもの	積1平方メートル1月につき				のもの	積1平方メートル1月につき	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300円		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,800円
		その他のもの	1基1月につき	1,200円			その他のもの	1基1月につき	890円
令第7条第2号に掲げる工作物の項 略					令第7条第2号に掲げる工作物の項 略				
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.028を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	230円	令第7条第4号に掲げる工事施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項 略					令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項 略				

令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
備考 略				備考 略			

(東浦町公共用物管理条例の一部改正)

第4条 東浦町公共用物管理条例（平成12年東浦町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表（第 14 条関係）				別表（第 14 条関係）			
使用 物件 の種 類	区分	単位	使用料	使用 物件 の種 類	区分	単位	使用料
柱類 を設 置す る場 合	第 1 種電柱	1 本 1 年につ き	<u>830 円</u>	柱類 を設 置す る場 合	第 1 種電柱	1 本 1 年につ き	<u>820 円</u>
	第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略			第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略			
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につ き	<u>740 円</u>	第 1 種電話柱	1 本 1 年につ き	<u>730 円</u>	
	第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略			第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略			
	その他の柱類	1 本 1 年につ き	<u>74 円</u>	その他の柱類	1 本 1 年につ き	<u>73 円</u>	
共架電線その他上空に設ける線類 及び地下に設ける電線その他の線				共架電線その他上空に設ける線類 及び地下に設ける電線その他の線			

	類 略		
	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>730 円</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>450 円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>620 円</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2,300 円</u>
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	略
	地下に埋設物を設置する場合	外径が 0.07 メートル未満のもの 略	
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	<u>45 円</u>
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	<u>67 円</u>
	類 略		
	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>720 円</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>440 円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>610 円</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800 円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	略
	地下に埋設物を設置する場合	外径が 0.07 メートル未満のもの 略	
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	<u>44 円</u>
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	<u>66 円</u>

	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>89 円</u>	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略			
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>450 円</u>	
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>890 円</u>	
鉄道、軌道等を設置する場合の項 略				
露店 商品 置場 を設置 する場合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>23 円</u>	
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>230 円</u>	
看板 類等 を設置 する場合	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>230 円</u>
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>2,300 円</u>

	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>88 円</u>	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のものから外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のものまで 略			
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>440 円</u>	
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>880 円</u>	
鉄道、軌道等を設置する場合の項 略				
露店 商品 置場 を設置 する場合	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>18 円</u>	
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>180 円</u>	
看板 類等 を設置 場合	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>180 円</u>
		その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>1,800 円</u>

		方メー トル1 年につ き				方メー トル1 年につ き	
標識 略				標識 略			
旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本1 日につ き	<u>23円</u>	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本1 日につ き	<u>18円</u>
	その他 のもの	1本1 月につ き	<u>230円</u>		その他 のもの	1本1 月につ き	<u>180円</u>
幕（工 事用施 設であ るもの を除 く。）	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その使 用面積 1平方 メートル1日 につき	<u>23円</u>	幕（工 事用施 設であ るもの を除 く。）	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その使 用面積 1平方 メートル1日 につき	<u>18円</u>
	その他 のもの	その使 用面積 1平方 メートル1月 につき	<u>230円</u>		その他 のもの	その使 用面積 1平方 メートル1月 につき	<u>180円</u>
アーチ	車道を 横断す るもの	1基1 月につ き	<u>2,300円</u>	アーチ	車道を 横断す るもの	1基1 月につ き	<u>1,800円</u>
	その他 のもの	1基1 月につ き	<u>1,200円</u>		その他 のもの	1基1 月につ き	<u>890円</u>
通路、水路、建物の敷地、資材置場等と				通路、水路、建物の敷地、資材置場等と			

して使用する場合の項 略	して使用する場合の項 略
備考 略	備考 略

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 28 年 4 月 1 日前に行政財産、都市公園、道路又は公共用物（以下「行政財産等」という。）の使用又は占用（以下「使用等」という。）の許可を受け、当該行政財産等を使用等していた者が同日以後において引き続き同一の使用等物件により当該行政財産等を使用等する場合の当該使用等物件に係る平成 28 年度以後の各年度の使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の額は、改正後の次の各号に掲げる条例の規定により算出した当該使用等物件に係る平成 28 年度以後の各年度の使用料等の額が当該使用等物件に係る平成 27 年度の使用料等の額（当該使用等物件に係る平成 28 年度以後の各年度の使用等の期間に相当する期間と当該使用等物件に係る平成 27 年度の使用等の期間が異なる場合にあっては、当該使用等物件に係る平成 28 年度以後の各年度の使用等の期間に相当する期間を当該使用等物件に係る平成 27 年度の使用等の期間として、改正前の次の各号に掲げる条例の規定により算出した当該使用等物件に係る使用料等の額）に平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年度以後の各年度の 4 月 1 日までに経過した年数を指数とする 1.2 のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料等の額」という。）を超える場合については、調整使用料等の額とする。
- (1) 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例
 - (2) 東浦町都市公園条例
 - (3) 東浦町道路占用料条例
 - (4) 東浦町公共用物管理条例

提案理由

道路占用料等の額を改めるため提案するものである。

議案第 27 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
1 3 0 3	森岡 303 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 3 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 3 街区 3	
1 3 0 4	森岡 304 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 4 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 4 街区 5	
1 3 0 5	森岡 305 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 7 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 6 街区 2	
1 3 0 6	森岡 306 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 6 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 6 街区 1	
1 3 0 7	森岡 307 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 7 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 7 街区 9	
4 3 7 8	石浜 378 号線	東浦町大字石浜字下庚申坊 19 番 9	
		東浦町大字石浜字下庚申坊 19 番 1	

提案理由

土地区画整理事業等により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。